

分離主義地域をめぐるコミットメント問題生成のメカニズム

——2レベル・ゲームを用いたロシアと分離主義地域の政治交渉の分析——

富樫 耕介^{*1}・毛利 裕昭^{*2}

はじめに

ある領域的・政治的単位の内部において分離主義を掲げる集団が中央政府と対立を抱えている時、対立が苛烈な武力紛争に発展するケースと、双方が一定の妥協をしつつ紛争回避に成功するケースの違いは何であろうか。なぜ、ある事例においては、当事者は相互不信に陥り、本来、交渉によって解決策を見いだせるはずの問題で武力紛争を選び、また別の事例においては、このようなことを克服できるのであるか。これが本稿の問いである。

冷戦後に世界各地で発生した内戦や民族紛争を非合理的なものと片付けず、当事者の意思決定に潜む合理性を考えることで、紛争発生ダイナミズムを明らかにしようとする試みは、ゲーム理論を用いて行われてきた。フィアロン (Fearon 1995, 1998) は、本来、当事者間で妥協可能な選択肢があり、それが双方にとって有益であると理解していながら、その選択肢を相手側が採用すると信じることでない状況下で紛争は発生すると明らかにした。フィアロンは、これをコミットメント問題と形容した。

フィアロン以降、コミットメント問題はいかに回避可能なのかという問いに対して国際社会の紛争地への関与という新たな変数を加えることで回答を試みる複数の研究が登場し、修正フィアロン・モデルとよばれる研究が発展してきた。しかし、これらの研究は、国際社会の関与がない事例において、なぜ時に紛争回避に成功したり失敗したりするのかという疑問に十分に答えることができていなかった。

本稿では、このような先行研究の課題の一つに既存の研究がアクターを一枚岩的に捉え、集団内部の動向が集団間の交渉にいかなる影響を与えるのか、理論的にモデル化することができていなかったためであると考え、2レベル・ゲームを用いてフィアロン・モデルを修正し、コミットメント問題が生じるメカニズムを示すことに取り組んだ。

具体的には、レベル1（交渉当事者間）におけるゲームで調整される利権配分 α の範囲は、レベル2（国内レベル）において他の争点と共に複合的な協議事項 ρ の範囲として調整され

投稿日2017年9月21日 受理日2017年11月22日
*1 教養学部国際学科講師 *2 早稲田大学商学術院准教授

ると本稿では考えた。この時、レベル2のプレイヤーである交渉者と承認者が ρ の範囲に対して有している評価を関数値とし積分で示す。このような形で示した両者の面積の重なり合いが大きい場合、交渉者と承認者は共通の利益を有しており、レベル1における合意が国内的に批准される可能性が高まるという仮説を本稿は提示した。

以上の仮説の妥当性を検証するために、本稿は、ロシアの民族問題であるチェチェンとタタールスタンの連邦中央との政治交渉について考察した。チェチェンとタタールスタンの事例はいずれも国際社会の関与が無い中で、前者は武力紛争へと発展し、後者は双方が権力分有によって妥結した。本稿は、上記事例を検討する中で、いずれもレベル1の交渉過程においてレベル2における ρ の調整が重要な役割を果たしたと、特に仮説で示した交渉者と承認者の評価関数の重なり合いがレベル1におけるコミットメント問題発生の有無に影響を与えていたことを確認した。

I 先行研究：ゲーム理論を用いた民族紛争への理解

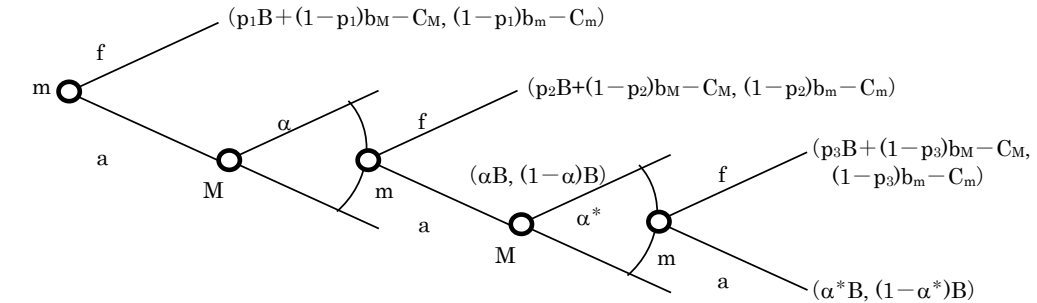
1) フィアロンの研究：分離主義におけるコミットメント問題

冷戦後、旧ユーゴスラビアやアフリカ、旧ソ連地域で発生した内戦や民族紛争は、国家の解体と再編過程に激しいナショナリズムと苛烈な暴力を伴って展開した。紛争の争点（目的）は、政体の領域的帰属や政治的権威をいずれの勢力が決めるのかという問題から生じていたが、目的達成のための手段として虐殺、レイプなど非人道的行為も行われたため、民族紛争（問題）やそれを構成するアクターは往々にして不合理だと理解されることが多かった。

このような中で、フィアロンは、民族紛争発生メカニズムをゲーム理論によって明らかにすることで、非合理的なアクターが紛争を始めるのではなく、合理的なアクターが非合理的な戦略を採らざるを得ない構造があることを指摘した。フィアロンの議論は以下の通りである。まずフィアロンは、ゲームのプレイヤーとして多数派民族（M）と少数派民族（m）を設定している。この際、Mが国家（中央）権力を握り、mは一定領域に基盤があり、分離主義を掲げているという前提に立つ。そして、mはMに対して分離独立を主張し闘争（f）を選択するか、それとも、和解を受け入れるか（a）を選択するとする。

闘争を選択すれば、戦争が発生し、その際にMが勝利する確率を p_1 、mが勝利する確率を $1-p_1$ とする。Mが勝利すると、m（が主張する政体の領域的帰属や政治的権威）の残留によって、現在の国家体制を維持できるため、Mは全利益Bを得るとする。逆にmが勝利すると、mは分離独立によって利益 b_m を得て、Mはmが分離するものの小さくなった国に住むことで b_M の利得を得るとする（mが独立してもMを多数派とする国家は存続するため、 b_M の利得を得るという意味である）。しかし、紛争には、当然コストがあり、Mが被るコストを C_M 、mが被るコストを C_m とする。

このような前提で、mが闘争を選択した場合、Mが得られる利得（期待利得、もしくは期待効用）は $p_1B + (1-p_1)b_M - C_M$ となる¹⁾。この数式は、 p_1 の確率でMがBを独占するケース（Mの勝利）と、 $1-p_1$ の確率でMが敗北し（mが分離独立した場合に）Mが利得とコストを



$$\alpha' < \alpha < \alpha^*, p_1 < p_2 < p_3$$

【記号】

M=多数派民族, m=少数派民族, f=闘争(戦争), a=合意
 p_1 =1回目のゲームにおける戦争でMが勝利する可能性
 p_2 =2回目のゲームにおける戦争でMが勝利する可能性
 p_3 =3回目のゲームにおける戦争でMが勝利する可能性
 B =元の国が持つ利益の上限値(全利得)
 b_M =mが分離独立した際にMが得る利得
 b_m =mが分離独立した際にmが得る利得
 C_M =戦争をした時にMが被るコスト
 C_m =戦争をした時にmが被るコスト
 α =全利得のうちMの利得の取り分(多数派であるMが取り分を決める)
 α^* =2回目に表示される全利得のうちMの利得の取り分

出典：筆者作成

図1 フィアロン・モデルの展開型ゲーム

得るケースがあることを示している。mが闘争を選択した場合の期待利得は $p_1 0 + (1-p_1)b_m - C_m$ となる。この際、 $p_1 0$ は、Mが勝利した時にmが利得を得られないことを意味しているので、mの利得は、 $(1-p_1)b_m - C_m$ となる。

但し、mが残留を決めた場合には多数派であるMが利権の取り分(Mが得る取り分は α)を決めるとする。mは、Mの提案した取り分 $1-\alpha$ を受け入れるか、それともやはり戦争をするのか決断を迫られる。取り分を受け入れる場合、Mは αB を、mは $(1-\alpha)B$ を得る。戦争を行う場合、Mが勝利する可能性を p_2 と設定する。あとは1回目と同様の利得式がMとmに与えられる。つまり、最初に残留を決めて利権の取り分を提示された後に闘争か残留を決める場合、少なくともmは2回の手番を持つことになる。

ここでフィアロンは、二つの仮定を設定する。一つは、国全体として平和的に共存している方が、分裂してそれぞれが得られる利得の合計よりも大きいとする($b_M + b_m < B$)。仮に共存して得られる利得よりも分裂して得られる利得の合計の方が多ければ、平和的に分離する、あるいは戦争のコストを差し引いても戦争に訴える可能性が高まることになる。もう一つは、1回目よりも2回目に戦争が選択された場合にMが勝利する可能性は増大する、すなわち $p_1 < p_2$ であるとする。これは時間の経過と共に多数派であるMは戦争の準備を整え、少数派でありパワー・資源面で劣勢にあるmの勝利の可能性が減ることを想定している。

このような前提を置くと、 m の行動は、 $1-\alpha$ (M から配分される利権)の値に依拠することがわかる。即ち、 $(1-\alpha)B > (1-p_2)b_m - C_m$ (あるいは $(1-\alpha)B > (1-p_1)b_m - C_m$) であると、 m は戦争を開始することに利益を見出せない。しかし、 M は m が和平を受け入れるのならば、自らの利権を最大化する形で α を提示したいと考え、 m が受け入れる可能性がある利権配分の理論値 α' を保証すると信頼性を持って約束することができない (cannot credibility commit)。であるならば、 m は、2回目のゲームにおける戦争での勝利の可能性が低いため、まだ勝利の可能性が高い1回目のゲームで戦争を選択する方が自らの利益になると考える。

何故ならば、仮に最初の手番で m が和平を受け入れる姿勢を見せると、次の手番で M が提示する和平を拒否し戦争を選択した場合、 M が勝利する可能性が高まってしまうからである ($p_1 < p_2$)。このことは、逆に言えば、 M は和平案を提示する際に常に自身に有利な利権配分にしようとする誘引があり、交渉が進んでいくほど、提示される利権配分は合意可能な理論値からかけ離れていく恐れがあることを示している。これが m に M の行動を信頼できなくさせ、最初の手番で戦争を選択させる要因となる。

このように、本来ならば、双方にとって最善の戦略ではない戦争が発生することをフィアロンはコミットメント問題 (Commitment problems) として明らかにした。

2) 修正フィアロン・モデルと国際介入

フィアロンの研究は、民族紛争におけるアクターが合理主義的であっても、信頼性の欠如によって紛争回避が困難になってしてしまうことを明らかにしたが、では、どのような条件で、この問題は回避されるのであろうか。なぜならば、現実にはフィアロンが説明した旧ユーゴの事例の中には、紛争が発生した事例とこれを回避できた事例があり、コミットメント問題が生じていないケースも考えられたからである。

このような疑問に取り組んだ研究として石田 (2002)、河村 (2004)、石黒 (2007, 2010) が挙げられる。河村論文と石黒論文は、外部関与によって m の受け入れ可能な利権配分 α' に M が提示する利権配分 α を近づけるために、アメ (褒賞) とムチ (ペナルティ) を用いる必要性を指摘している。即ち、図2の M の手番で m に配慮した利権配分を提示すると、 M は国際社会からの褒賞によって多くの利得を得て、逆にそうではないと国際社会からのペナルティによって少ない利得を得る。このため、 M は自らの利得を最大化させるためにも m が受け入れ可能な利権配分を提案することになる。いずれの論文も外部主体が褒罰を伴うコンディショナリティを設定することでプレイヤーの利得を変化させることができれば、コミットメント問題は回避可能であると主張している。

これに対して、石田論文は、コミットメント問題の改善に国際介入が役立つ可能性を指摘しつつも、介入によってむしろコミットメント問題が顕在化する恐れもあり、また介入主体にも介入に際して様々なディレンマがつきまとうことを指摘している。石田は特に「情報の問題」を指摘する。つまり、実際のところ、フィアロンが想定するような戦争に至った場合にどちらかが勝利する確率のようなものが紛争当事者に共有されていない可能性を指摘する。このような情報不完備状態では、そもそも交渉を通じた紛争の回避は難しくなる。戦争に突入した際の

利得やコストについて当事者が十分に理解できないからである。従って外部関与もそれが当事者に以上のような情報を共有させるものでない限り、一時的に対立を沈静化させることできても、結局、撤退後に当事者が再び紛争を再開するリスクがあるとする。しかし、介入主体は介入の期間と目的を限定しないと、介入に対する国内的・国際的理解が得られないというディレンマが生じるのである。

石田の指摘は極めて示唆に富むが、多数派と少数派の間に権力格差があるにも関わらず、戦争における勝利の見込み、利得やコストがフィアロン・モデルの想定する機能を果たせない状況は、情報不完備状態でのみ生じる訳ではない。情報完備型ゲームにおける外部関与によってもこのような状況は生まれる。例えば、外部主体の和平仲介で、消滅寸前だった m に物的支援がなされ、逆に国際社会の圧力によって M が行動を制約されたとする。この結果、当事者の間で見られた権力格差が部分的に是正されたとする。これは、 p_1 の値を変化させ、 m が戦争で勝利する可能性を増大させる。結果として、 m は好戦的になり、国際社会の圧力で以前よりも穏健な利権配分 α^* を提示した M に対して m が戦争を選択するということもあり得る。この意味で外部関与は、対立を沈静化させるどころか悪化させるケースもあり得る。そして、外部主体が公正中立である保証などないのである。

いずれにしても、これらの論文は、フィアロンが提示したコミットメント問題が特定の事例では生じるのに、なぜ他の事例では生じないのかという問題を外部主体の関与という新しい変数を加え考察した点に意義がある。そして、コンディショナリティを課し、褒賞やペナルティを与える外部関与がコミットメント問題の回避を可能にし得るという知見を提供した。また石田の論文は、民族対立の泥沼化は、コミットメントだけではなく、そもそも情報不完備のゲームであるという点にあるのではないかと新たな問題を提起した点でも意義深い。

他方で、これらの論文には課題も残されている。最も大きな課題として、これらの論文では、外部主体が関与していない事例において「本当にコミットメント問題の回避は困難なのか」ということを検証していない点が挙げられる。例えば、石黒（2007, p.169）は、明示的に国際社会の介入しない事例では、コミットメント問題の解決は困難になり、紛争回避ができないと述べているが²⁾、これは事例を通して明らかにされたものではない。

石黒自身も指摘するように、現実には、国際社会が常に国際紛争に介入するわけではないという事実を確認する必要があるだろう。介入を困難にするのは、石田が指摘するような介入に伴うディレンマ（介入主体の能力や意思、目的と手段の問題）だけではなく、被介入主体と介入主体の権力関係による物理的制約という問題もある。例えば、フィアロンや修正フィアロン・モデルが目指する冷戦終結後の民族問題の中には、国際社会が十分に関与できなかった民族問題もある。確かに実際に介入しなくとも、介入するという脅しの信頼性を高めれば、紛争の回避は可能であるという石黒（2004, 2010）の指摘は興味深い。

だが、このような主張も「ロシアや中国など国連安全保障理事会常任理事国の民族問題に外部主体が介入することが實際上極めて困難な中で、そもそも介入の信頼性を高めることなどできるのか」という問題に直面せざるを得ない。そして現に冷戦後の民族問題の中には、国際社会の関与がない状態で武力紛争へと至ったチェチェンと、紛争を回避したタタールスタンのよ

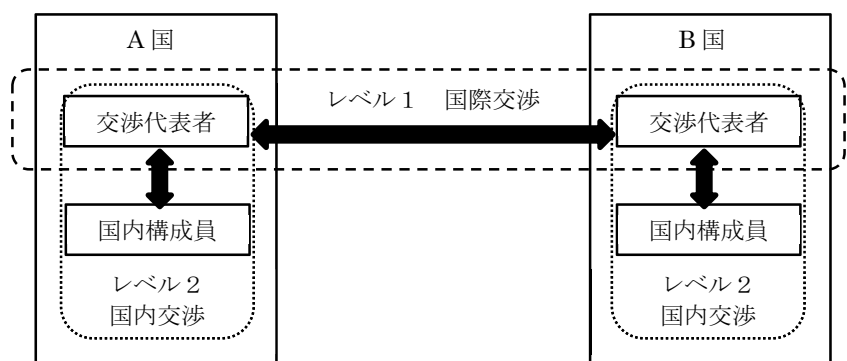


図2 2レベル・ゲーム

出典：筆者作成

うなロシア連邦内部の事例があるのである。そして、外部主体の関与のない中でタタールスタンの事例が紛争を回避した理由は、少なくとも修正フィアロン・モデルでは説明できないのである。

3) カプランの研究：コミットメント問題の発生しない事例

このような疑問を考える上で一定の示唆を与えるのが、タタールスタン（とエストニア）を事例に「なぜ対立が武力紛争へと発展しなかったのか」を考察しているカプランの論文（Kaplan 1998）である。カプランは、民族問題を抱える当事者間のゲーム（レベル1）だけでは、プレイヤーの戦略やその利得は捉えきれないとして、プレイヤーが集団内部で抱えるゲーム（レベル2）の論理を用いて、これを説明すること、すなわち2レベル・ゲームを用いることの重要性を指摘する。

2レベル・ゲームとは、国際ゲーム（交渉者同士）と国内ゲーム（交渉者と国内集団）の相互関係の中でプレイヤーが採る戦略やそこで得られる利得を考えようとするもので、外交交渉と国内政治を結びつけ理解する方法としてパットナム（Putnam 1988）によって提唱された。2レベル・ゲームは、多くの場合、貿易交渉や経済合意などを分析する際に用いられる（Putnam 1988, 石黒 2007, 2013, 2015）。

この図式では、交渉主体はそれぞれ国内で受け入れ可能な妥協幅（win-set）を国際交渉の妥結案とするために努力する。なぜならば、仮に国際交渉としてまとまっても国内的に受け入れられないものであれば、合意は国内で承認、批准されないからである。双方の国内で受け入れられる妥協幅が重なった点（win-sets）で国際合意は成立することになる。この妥協幅はレベル2（国内集団）の選好、制度、レベル1（交渉者）の行動や戦略等から影響を受ける（Putnam 1988）。選好は、交渉において個別具体的な目標をどこに設定し、何を優先すべきだと国内集団が考えるのか（例えば貿易交渉では、コメへの関税を維持する、相手国における自動車関税を低くするなど）を意味する。制度とは、合意を批准する際の国内手続きを指す。批准に多くの手続きを要する場合、あるいは、議会や大統領に拒否権がある場合、妥協幅が狭まる。レベル1における交渉者の行動や戦略は、交渉の際に自国内の集団、相手国内の集団に

説得や制裁・報償を与えることを通して合意可能性を高めようとするものである。

カプランは、民族問題においても、このような図式を用いることの重要性を指摘する。即ち既存の議論が目を向けていない集団（M 及び m）内部における対立やゲームに目を向けることで、交渉者の間での合意形成の可否は判断できると指摘している点で、カプランの研究には意義がある。

他方で、カプランの議論を理解する上で踏まえるべき点もある。第一に、カプランは、必ずしもフィアロン・モデル（コミットメント問題）に立脚し、議論を展開しているわけではないことである。第二に、新生独立国内部（クロアチア）における多数派 M と少数派 m の問題を扱っているフィアロンに対して、カプランは独立国同士の交渉（エストニアとロシア）と地方政府・中央政府の交渉（タタールスタンとロシア）を扱っている³⁾。第三に、カプランは、分析視角として 2 レベル・ゲームを活用しつつも、論証部分は記述的説明に依拠しており、フィアロンらのようにゲーム理論によってプレイヤーの利得や戦略を可視化しているわけではない。

しかし、カプランの扱っているタタールスタンの事例は、国際社会が介入しなかったロシアの民族問題において、なぜコミットメント問題が顕在化せず、紛争を回避できたのかを考える上で一定の示唆を与える。カプランの主張は以下の通りである。民族問題を抱えていながらも、これが武力紛争へと発展しなかった理由は、レベル 1 における交渉（即ちロシアとタタールスタンの交渉）においてエリツィン（Б. Ельцин）・ロシア大統領とシャイミーエフ（М. Шаймиев）・タタールスタン大統領が「独立ではなく共和国の自治拡大」という合意の範囲（win-sets）において利益を共有していたためである。このような利益の共有がなぜなされたのかと言えば、国内レベル（レベル 2）において交渉当事者が対峙するアクターが影響力を強めれば、双方にとって脅威になり得ると各々が認識していたためであるとする。

カプランは、上記事例を通して合意の成否は、国内ゲーム（レベル 1）における急進的民族主義勢力の制御と国家や制度の強固さ、そして国際レベルにおける交渉者の選好の変化によって決まったとする。一つ目の急進的民族主義勢力については、彼らのゲームへの参加を制限すること、すなわちなショナリズム以外のアジェンダを設定することで、その影響力を制御すれば、協力の素地が生まれるとする。そして、このようなことを可能にするのが、二つ目の国家や制度の強固さである。パットナムが議論するように制度面で保証があってこそ、win-set が規定され、合意の実現可能性が増加する。三つ目の交渉者の選好の変化は、民族主義を交渉に過度に利用しないということに効用を見いだすことで、上記二つの条件が生かされ、交渉が妥結に至ると結論づけた。

カプランの研究は、往々にして一枚岩的に理解されがちな中央政府と分離主義地域の対立に双方の国内アクターを含めることで、コミットメント問題が回避できる可能性を示唆したという点に意義がある。即ち、より急進主義的な勢力が交渉相手になる最悪のケースを想定するのであるならば、現状の交渉相手と妥結した方が利益になると交渉主体が考える可能性を示しているのである。よって、当事者間だけでは、提示される利権配分が徐々に合意可能な理論値 α' から離れていくと想定していた石黒論文らに対して、むしろこれに近づいていくという現象も生じ得るとカプランは示唆したのである。

他方で、カプランの研究もいくつかの課題を残している。第一に、カプランの研究は、2レベル・ゲームの視点が重要だと指摘しているのにも関わらず、レベル1とレベル2のゲームが互いに連関しているのか、そのメカニズムを図式的に説明することに成功していない。何よりレベル2のゲームに登場するプレイヤー、その選好、戦略、利得などを十分に提示できていないため、レベル2のゲームがレベル1のゲームにいかなる影響を、どのような経路で与えたのかについては釈然としない部分が多い。

第二に、カプランの研究は、国際社会の介入がなくともコミットメント問題（相互不信による紛争発生）を回避できるケースもあり得ることは示したが、その条件を示すことには必ずしも成功していない⁴⁾。例えば、交渉相手の国内により過激主義的な主張をする勢力がいれば、それらの勢力を警戒して中央政府が地方政府に提示する利権の取り分を最小化しようとする可能性も排除できないのではないかという疑問や、仮に妥結しても過激主義的な勢力の存在が合意を履行する際に弊害になるのではないかとという疑問もある。これは、カプランも示唆するように交渉者がそのようなことはないと保証することで回避されそうだが、問題はそのような保証を相手側が信じていることができるのかということである。これは、結局、コミットメント問題へと再び戻ってくることを意味しており、従って、回避する条件を示しているとは言えない。

II 先行研究の課題と本稿のアプローチ

1) 先行研究の課題の集約と本稿のアプローチ

以上、紹介してきた先行研究をまとめると、表1のようになる。フィアロンの研究では、コミットメント問題の発生は、多数派（あるいは中央政府）が少数派（分離主義地域）に配慮した利権配分を行うことを保証することができないという点にあった。修正フィアロン・モデルでは、それを保証するために外部主体が関与することの重要性を指摘したが、カプランの研究では外部関与がなくてもコミットメント問題が回避されるということが示唆された。

このような理解に立つと、以下の疑問が生じる。第一に、国際社会が直接関与していない（賞罰を通して政策変更を迫っていない）事例において、コミットメント問題が顕在化したり、しなかったりするのなぜだろうか。カプランは顕在化しなかったケースを事例的には示しているが、顕在化したケースとの比較検証が行われていない。第二に、多数派／中央政府であれ少数派／分離主義地域であれ集団内部におけるゲーム（レベル2）は、いかに集団間の交渉（レベル1）に影響を与えるのであろうか。カプランは、レベル2のゲームの存在がレベル1に影響を及ぼしている可能性を指摘したが、影響のメカニズムや経路などを示すことはできていない。

本稿は、技術的にはフィアロンらのコミットメント問題の議論にカプラン（あるいはパットナム）の着眼点（2レベル・ゲーム）を加えることを課題にしているといってもよい。従って、本稿が論証上の課題とするのは、「外部主体の関与のない事例において集団内部のゲーム（レベル2）がいかに中央政府と分離主義地域のゲーム（レベル1）に影響を与えるのか」（特になぜある事例では紛争の回避に成功し、ある事例では失敗しているのか）を明らかにすること

表 1 先行研究の課題と疑問点

先行研究	着眼点	内容	課題	疑問
フィアロン	信頼性	民族紛争の発生を多数派民族と少数派民族をめぐるコミットメント問題から明らかに	コミットメント問題がいかなる条件で回避されるのかを示していない	①国際社会の関与しない事例でコミットメント問題が回避できる理由は何か？
修正フィアロン・モデル	外部主体の関与	ゲームに外部主体を加え、賞罰を伴うその関与がコミットメント問題の回避を可能にすると明らかに	国際社会の関与しない事例においてコミットメント問題の回避が本当に不可能なのか検証していない	②アクター内部のゲームがいかにアクター間のゲーム（特にコミットメント問題）に影響を与えるのか？
カブラン	内部主体の存在	集団内部のゲームに意識を向けることで多数派と少数派の合意形成が可能であると明らかに	集団内部のゲームが中央政府と分離主義地域のゲームに影響を与える経路やメカニズムを提示できていない	

出典：筆者作成

である。この課題でパズル（解くべき問い）になるのは、中央政府から提示される利権配分 α や α^* がなぜ時に合意可能な理論値 α' に接近することで紛争を回避し、なぜ時に大きく離反する（と当事者が予測する）ことで紛争発生に至るのか、という点である。既存の研究では、このパズルを説明できていないが、本稿では 2 レベル・ゲームを用いてこの変化のメカニズムを明らかにする。

民族紛争や内戦に対する研究において、多数派や少数派内部に目を向けるという意味での 2 レベル・ゲームの活用が限定的なのは、通常、国家というプレイヤー間の経済的な利益調整を目的とした貿易交渉等に用いられる 2 レベル・ゲームが政府と反乱勢力の間の領域的・政治的権威の獲得を目的として展開される分離主義的対立に用いるのに適さないという理解があるからかもしれない⁵⁾。

2 レベル・ゲームでは、交渉者は、交渉当事者間の合意点を国内における妥協点と一致させることで、合意の実現可能性を高めよう（単に当事者間で合意するのみならず、それを国内的に批准させよう）とする。確かに、分離主義的対立における帰結は、一方のみが利益を独占するゼロサムの構図では必ずしもないことはフィアロンらも指摘しているので、分離主義的対立においても交渉における合意点と集団内部の妥協点を重ねることは不可能ではない。しかし、この際に往々にしてアドホックで制度的に担保された集団ではないという分離主義地域のプレイヤーとしての性質が問題になる。つまり、合意を集団内で形成し、それを承認・共有し、履行させるプロセスが分離主義地域にない場合、2 レベル・ゲームの適用は困難になるのである。

しかし、この点について、本稿は分離主義地域が集団内部での意思決定プロセスを備えているケースが多く、2 レベル・ゲームの適用が可能だと考える。すなわち、分離主義地域が独立を主張する際には、少なくとも擬似的な国家的体裁を整え、自らを「国家」と主張する。従って、国際的な承認を得ていなくとも、当該地域を代表する為政者がおり、司法・立法・行政的機能も有していることが多い⁶⁾。この意味において、分離主義地域は擬似的には当該地域を代表して外部との交渉（レベル 1）が可能で、合意を国内的に批准・承認するプロセス（レベル 2）も形成されている。よって、内戦や民族紛争においても 2 レベル・ゲームを用いることが

できると本稿は考える⁷⁾。なお、本稿では分離主義地域内部のゲームを便宜的に国内ゲーム(レベル2)と形容することを前もって断っておく。

2) 用語上の整理

以下で本稿の仮説を提示する際に既存研究と若干異なるプレイヤーの名称とコミットメント問題の定義を用いているため、その点について前もって確認する。

① プレイヤーの名称

本稿では、紛争当事者をフィアロンらのように多数派民族と少数派民族と分けずに、中央政府と地方(分離主義地域)と分類する。この理由は、以下の3点である。第一に、多数派民族と少数派民族は、民族と人口の多寡で集団を属性分けしているが、人口の多寡はどの地理的空間で区切るのかで変化する。例えば、国全体でみればA民族が多数派であっても、ある地域においてA民族が少数派となりB民族が多数派を占めるとい入れ子の構造が生じ得る。この意味で、レベル2にも着目する本稿において多数派と少数派という用語を用いることは適切ではない。

第二に、そもそも民族的属性がどれほど集団の分類上、有意義かも疑問がある。つまり、ある集団の選好を形成する上で民族的属性よりも政治的志向や経済的利益の方が有意義なこともある。同じ民族でも異なった戦略に利得を見出すこともあれば、異なった民族でも共通の戦略に利得を見出すことがある。民族的属性に注目すると、ある民族集団は皆分離主義に賛同しているとか、別の民族集団は皆、これに反対しているという過度の単純化に陥る⁸⁾。このような図式は現実に即しているとは言い難い。

第三に、フィアロンらの議論では結局のところ、プレイヤーは政体の領域的帰属や政治的権威を争点に抱えているのであり、民族的属性が争点ではない。この場合、既存の領域的・制度的枠組みを維持しようとする中央政府(Central or Central Government)と、これを変更しようとする地方(Region or Regional Government)、あるいは分離主義地域(Separatist region)と分類することが可能で、このような用法は広く用いられている。

② コミットメント問題の意味内容

コミットメント問題について、本稿では、中央政府が地方に対して信頼性を担保できないという意味だけでなく、地方が中央政府に信頼性を担保できないという意味も含むものとする。つまり、双方ともに自らの利得を相手が受け入れる水準以上に要求する誘引があるとする。

確かに、中央政府が利権を配分する側なので、地方に対して強い立場にあるわけだが、フィアロンらが想定するように中央政府を制御すれば合意に至るとは限らない。なぜならば、中央政府の妥協を見て地方は次の交渉で要求を釣り上げるかもしれないからである⁹⁾。このような不確実性のある中で、中央政府も地方が本来の妥協点である利権配分の理論値 α' に相手側がコミットするのか、疑問を抱かざるをえないのである。

3) 本稿の仮説

本稿では、フィアロンの展開型ゲーム（レベル1）に集団内部でのゲーム（レベル2）を加えることでコミットメント問題が生じるメカニズムを示す（図3及び4を参照されたい）。

本稿では、中央政府（C）から分離主義地域（R）へ利権配分 α が提示された際に、国内レベルでの交渉がはじまると想定する。図3のゲームは、C及びRの国内で行われるゲームである。国内ゲームのプレイヤーは交渉者（n）と承認者（r）の間で行われるものとする。nは、交渉を行う当該地域の代表者で、大統領の場合もあれば、首相や外務大臣、あるいは高級実務家（役人の代表者）の場合もあろう。またrは、議会の場合もあれば、大統領の場合もあり、ケースごとに異なるだろう。

レベル2のゲームのプレイヤーを既存研究のように交渉者と国内勢力とせず、交渉者と承認者とするのは、レベル2のゲームにおける問題の核心が「レベル1の合意をレベル2のプレイヤーが承認するか否か」という点に集約できるからである。国内ゲームを交渉者と承認者というプレイヤーによって成り立たせると、このような問題の図式がより鮮明になる。

逆に言えば、本稿では、仮に国内に急進的な要求をする勢力があり、これが交渉者に激しい批判を行う状況下でも、彼らが制度的に承認者としての地位を担保された存在でない場合（例えば急進民族主義勢力が議会外野党である場合や、国会前で市民が抗議デモを行っている場合）には、直接的に合意を拒否する能力がないものと見なす。但し、このことは交渉者も承認者もこういった勢力を全面的に無視することができるということを意味するわけではなく、国内における不満のガス抜きや自らの政治的資源を確保するために彼らに一定の配慮を行う必要性があることを意味する。

nがレベル1において提示された利権配分案 α を元にレベル2で範囲をもつ利権配分案 ($a \leq \rho \leq b$: ここで上添字 n は交渉者を示す¹⁰⁾) を r に提示するところからゲームは始まる。rはこの際、レベル1でCが提示している α ではなく、nの提示する ρ の取りうる範囲 ($a \leq \rho \leq b$) の中で調整することを受け入れるか、それとも拒否するかという戦略を持つとする。即ち本稿では、レベル2で α をそのまま用いず ρ を意図的に用いている。既存研究の多くでは、レベル1での α がレベル2でも調整対象であると想定している。しかし、レベル2での交渉ではレベル1の α は「重要だが交渉事項の1つであって、他にも交渉事項がある」といった場合も想定され得る。従って、本稿においてはレベル2では α のみならず複合的な協議事項を考慮した ρ を調整対象と考える。

さてここで、仮にrがいかなる範囲であれ利権配分そのものを拒否する場合、レベル1でCとRが利権配分について合意に至ったとしても、合意がR内部で承認されないという帰結に至るため、nはレベル1で交渉を妥結させることはできない。このような場合に、レベル1でRは戦争を選択せざるを得ない。

rが利権配分を受け入れたとしても、レベル1でCが提示した α の範囲（あるいはこれに対してC、即ちレベル2のnが返答しようとしている ρ の範囲 $a \leq \rho \leq b$ に基づいた α ）とrが求める範囲が異なる場合には、nとrの間で ρ の範囲について調整がなされる。この結果、nは新たに ρ_1 を範囲でrに提示し、rはそこで再びこれを受け入れるか、拒否するのか判断する。

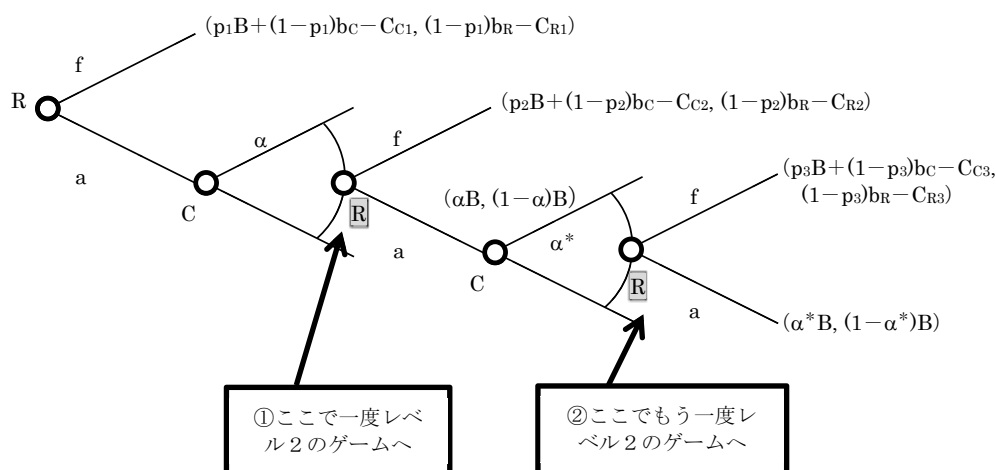
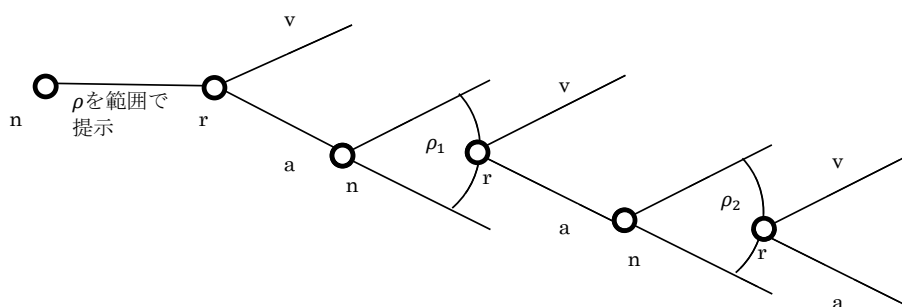


図3 レベル1のゲーム



【記号】

n=交渉者, r=承認者, v=ρという範囲の中で調整することを拒否する,
a=ρという範囲で調整を受け入れる

出典：筆者作成

図4 レベル2のゲーム

ρ の範囲についてnとrが合意に至れば、これがレベル1でCに提示され、Cは自らの国内で ρ の範囲について同じ経路で調整を行う。

従って、レベル1における α の範囲が変化するのは、フィアロンらが述べるように単純にRが α をできるだけ大きくしたいという誘引を持っていることに起因しているのではなく、国内ゲームの要請から ρ の範囲を再調整しているという側面もあることを本稿のモデルは示唆している。

問題は、このようにして変化する利権配分に対して、交渉者が相手側に対する不信感を募らせたり募らせなかったりする（コミットメント問題の）要因は何かということである。本稿では、交渉者と承認者の信頼度が高い場合（即ち双方が激しく権力闘争をしていたり、相互不信

に至ったりしていない場合)に、レベル2において交渉者と承認者の間で受け入れ可能な妥協幅 (win-set; 本稿でいうところの α の範囲を規定するレベル2の ρ の範囲の一致度とレベル1の α の一致度) の調整がなされ、これがレベル1における交渉の妥結に結びつく仮説を立てる。

n と r との ρ に関する詳細な議論を以下のように考えることができる。ここでは、あるプレイヤー i が相手プレイヤーを考慮せずに x 軸上にある戦略 (ρ の範囲) を実数値 x ($\in \mathbb{R}$) で表現できるとした時、戦略 x に対する評価を y 軸上で $f_i(x)$ という関数値で示すものとする (図5参照)。これを本稿では評価関数と定義する。従って、n の評価関数は $f_n(x)$ 、r の評価関数は $f_r(x)$ と表現できる。ここで、 $\int_{-\infty}^{\infty} f_i(x) dx < \infty$ ($i = n, r$) と仮定する。

以上に基づき、交渉者の $f_n(x)$ と承認者の $f_r(x)$ を並べ、その重なり合いの4類型を示したものが、図6である。図で示した曲線はあくまでも一例で、実際には右上がりや左上がりなど様々なものが想定可能であって、図のようでなければいけないということの意味しない。また、この例では理解の一助の為、両者の形を一致させて高さも合わせているが、両関数が全く異なる形状でも問題ない。

ここでは、n と r の評価関数が①全く重ならないモデル、②重なりが少ないモデル、③重なりの多いモデル、④完全に一致するモデルを挙げている。評価関数の面積の重なる部分が多いほど、交渉者と承認者は ρ の範囲についての調整が容易になると本稿は考える。すなわち、面積の重なり合いが少ない状況は、両者が共通利益を持っている範囲が狭いため信頼関係が希薄であることを示している。このことは、レベル2において n と r が一枚岩的に行動できる素地が少ないことを意味する。逆に面積の重なりが多い状況は、n と r と信頼関係があり、一枚岩度が高いことを意味する。信頼度 (国内プレイヤーの一枚岩度) は、①<②<③<④となる。

なお、面積の重なり合いの程度に関しては次のような指数 η で考えることができる。n の $f_n(x)$ の積分が示す領域集合を A、r の $f_r(x)$ の同様の領域集合 B とし、集合の面積を表す関数を μ とすれば、 $\eta = \mu(A \cap B) / \mu(A \cup B)$ が重なりの程度を示す指数となる。 $0 \leq \eta \leq 1$ であり、0 は全く重なりがない、1 は完全に両者が一致していることを示す。

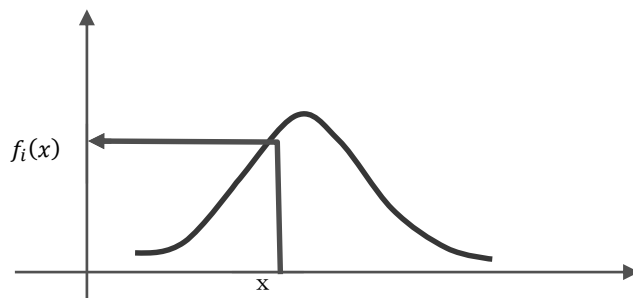


図5 評価関数

出典：筆者作成

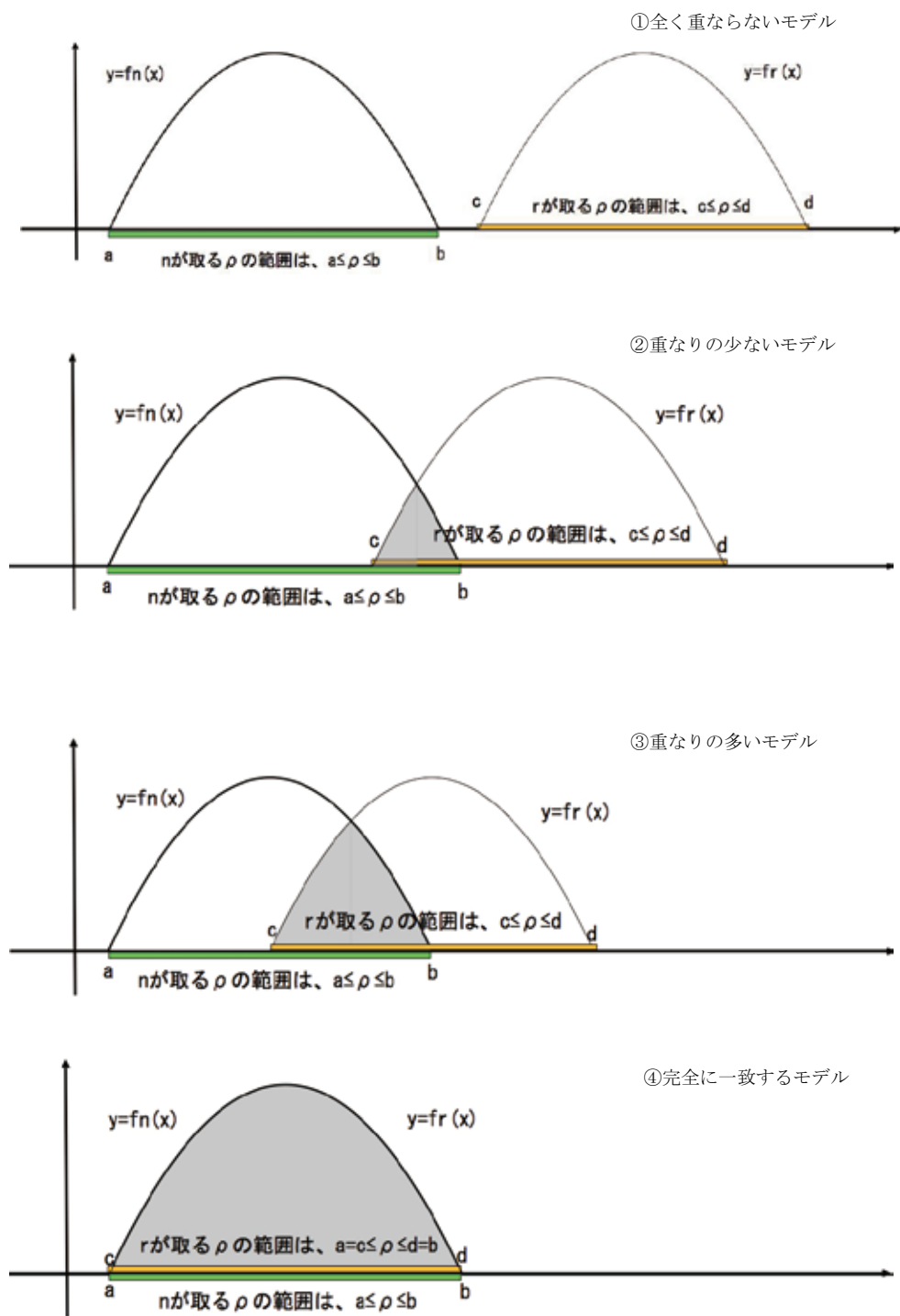


図6 nとrの評価関数の重なり合いのモデル例

出典：筆者作成

以上のような理解から本稿では、以下のような仮説を立てる。

仮説 1：レベル 2 における承認者と交渉者の信頼度が高い場合、レベル 1 におけるコミットメント問題は回避可能である。

仮説 2：レベル 2 における承認者と交渉者の対立は、レベル 1 におけるコミットメント問題の回避を困難にする。

上記仮説では、レベル 1 のゲームにおいてフィアロン・モデルを修正した仮定を前提においている。第一に、本稿では利権配分 α (あるいは、レベル 2 の ρ) については、具体的な数値ではなく範囲として捉える。本稿では、交渉過程で利権配分について調整する段階では、当事者が当初から確定的な数値を持って、それ以外は一切拒否するという姿勢ではないとみなす。時に当事者も自らの要求する厳密な α の値について認識しておらず、レベル 1 であれレベル 2 であれ交渉を重ねることで、自らの要求や妥協の許容値を鮮明にしていく。このような過程を通して、徐々に α や ρ の範囲は明確化し、狭まっていくものとする。この結果、交渉が妥結した場合、レベル 1 において α は一点で示せるものとなる。

第二に、 p 値 (C が戦争で勝利する確率) は、2 回目以降、自動的に増えないと仮定する。フィアロンのモデルでは、 p 値は手番が増える度に増えるとされている ($p_1 < p_2$)。本稿では交渉 (α や ρ の範囲の調整) は複数回に及び得ることを想定する。このような前提でフィアロン・モデルをそのまま当てはめると、都度、 p 値は増えることになる。しかし本稿では、2 回目の手番で中央政府が戦争に備えることで勝利の可能性は増えかもしれないが、その効果には上限値があり、時間に比例して自動的に増え続けるわけではないとする¹¹⁾。

第三に、 p 値は、レベル 2 の評価関数の一致度によって増減すると仮定する。即ち、 R (n と r) が一枚岩的に団結していれば、 R は C の手強い敵になり得る。つまり、交渉の進展と共に n と r が ρ の範囲を巡って接近すれば、むしろ p 値が減少するとする。しかし、逆に R 内部で評価関数の一致度が低く、激しく争っていると、逆に p 値は上昇すると考える。

第四に、交渉の継続性と戦争のコストとは連関していると仮定する。交渉が継続しているという状況は、レベル 1 では C と R が、レベル 2 では n と r が互いの要求 (α や ρ の範囲) を調整し、徐々にそれが接近してきたことを意味する。それにもかかわらず、妥結に至らず戦争へと発展すると、関係アクターは、繰り返し行ってきた交渉が破綻した責任 (コスト) を負わされる¹²⁾。逆に、レベル 2 の評価関数の一致度が低いと合意妥結の可能性は低下し、結果、交渉は早期に破綻を迎え、プレイヤーもその責任を追求されるリスクが減る。評価関数の不一致は、レベル 1 で p 値も増加させるため、内紛を抱えているプレイヤーはレベル 1 において相手側の戦争コストを低下させ、戦争への誘引を提供してしまう。

4) 事例選択

本稿では、上記仮説をチェチェンとタタールスタンの事例で検証する。両事例は、ソ連解体

過程においてロシア連邦内で発生した民族問題であり、国際社会は紛争発生まで関与していない事例である。またタタールスタンの事例では、対立が武力紛争へと発展するのを回避したものの、チェチェンの事例では武力紛争へと発展したという相違がある¹³⁾。

つまり一方の事例においては、国際社会の関与がなくともコミットメント問題は回避されたように思われるが、他方の事例では、この回避に失敗し、武力紛争に至ったように思われる。本稿では、両事例に対して上記仮説を当てはめ、検証を行う。

なお両事例に対してゲーム理論を用いて説明している論文は、管見の限り殆どない。タタールスタンについては、既述のカプランの研究、チェチェンについては、カーンの研究（Kern 1998）に限定される¹⁴⁾。カーンの研究は、レベル1（ロシアとチェチェン）の交渉のみを考察していることに加え、種々の疑問¹⁵⁾も残るため、本稿では触れない。

Ⅲ チェチェンの事例

1) 背景説明

ロシア南部に位置するチェチェンは、約120万人の人口を擁し、その57.8%がチェチェン人、23.1%がロシア人、12.9%がイングーシ人によって構成される自治共和国だった¹⁶⁾。ソ連邦末期、全連邦的な改革・開放政策の中で、1989年にチェチェン人初の共産党第1書記にザヴガエフ（Д. Завгаев）が任命されると、民族文化・言語・歴史の復興政策が急速に進んだ。このような流れの中で、ザヴガエフの「ソ連体制下における改革路線」を批判し、さらに一歩進み、「ロシアからの自立」を掲げることで急進的民族主義勢力が1991年に権力を奪取した¹⁷⁾。その中心的人物がドゥダーエフ（Д. Дудаев）・ソ連軍元少将だった。

ロシア政府は当初、エリツィン大統領がモスクワにおいてゴルバチョフ・ソ連大統領と権力闘争を展開していたため、チェチェンにおいて親ゴルバチョフ的なザヴガエフ政権が転覆されたことを歓迎し、急進的な民族主義政権の誕生を黙認した。しかし、チェチェンは、タタールスタンとともにロシアの新連邦条約の締結を拒否し、独立姿勢を強めていった。これに対してロシアは、治安部隊を派遣したり、チェチェンに対する経済制裁を導入したりすることで分離主義的な傾向を押しとどめようとしたが、うまく行かなかった。

2) 交渉までの経緯と交渉アクター

チェチェンとロシアの最初の対話の試みは、1992年3月にソチにおいてチェチェン・ロシア専門家会合が開催されたことに遡る¹⁸⁾。この会合では、ジグリン（В. Жигулин）・ロシア最高会議共和国院副議長とヤングルビエフ（З. Яндарбиев）・チェチェン議会代表が会談し、両者の政治・経済・安全保障問題について議論した。5月には再び専門家会合が開催され、両者の関係を規定づける合意案の検討で合意した。関連して、既に駐留ソ連軍からチェチェン独立派に横流しされていた武器についてロシアとチェチェンの間で引き渡しに関する合意を形成した。92年9月にもヤーロフ（Ю. Яров）・ロシア最高会議副議長を団長とする代表団がチェチェンを訪問し、交渉を継続した。ここまでは、ロシア側では議会が交渉を主導し、チェチェ

ン側でも同様に議会が交渉を主導していたが、チェチェンの交渉を取り仕切っていたのは、ドゥダーエフを強く支持していたヤンダルビエフであった。しかし、この後、状況は大きく変化することになる。

即ち、チェチェンとロシアにおける交渉主体の変化が生じる。まずチェチェンでは、ロシアが92年に財政支出を止めたため、経済的に困窮し始めた。このような状況を市場改革やロシアとの関係正常化によって乗り切ろうとする実利派勢力と、大統領権限の拡大やロシアとの対立も恐れず国際的な支援を求めるとする独立派勢力が対立していた。両勢力はいずれも、「ロシアからの自立」を掲げることで権力を奪取した急進的民族主義勢力であった。他方で、経済危機を前にして、「ロシアからの自立を優先するか、それとも経済問題の解決を優先するのか」という点で両勢力の間に齟齬が生じた。

経済の改善を優先するべきとした実利派勢力にはマモダエフ（Я. Мамодаев）第一副首相¹⁹⁾や議会の多数派（反ドゥダーエフ派）が、対して、ロシアからの自立を優先するべきだとした独立派勢力にはドゥダーエフ大統領やその側近、議会の少数派（親ドゥダーエフ派）が該当した（富樫 2015）。

以上のような経緯から、チェチェン憲法で外交権を有すると規定された大統領自身は、あくまでもロシアの出方を見てから交渉を進めようと慎重姿勢になり、対する第一副首相と議会の多数派は、憲法で規定された議会の権限（外交方針及び国家体制の諸問題につき決定する権限）²⁰⁾を用いて自らロシアとの交渉に臨むという状況が生じた。以上のようにチェチェンでは、通常、交渉主体として想定される政府ではなく、マモダエフ第一副首相も参加していたものの議会を中心とする代表団であり、逆に承認主体が大統領という反転する構図となっていた。

対するロシアも当初は議会を中心とする交渉団がチェチェンと交渉していたが、92年夏からチェチェンと同様に議会と大統領の権力闘争が発生すると、交渉の主導権が政府側に移行していった。その後の交渉主体はロシア政府（ガイダール（Гайдар）首相を中心）を中心とし（但し、一部議会勢力も含まれている）、承認主体は議会となっていた²¹⁾。なお、ロシアにおける合意承認手続きは、原則として政府が議会に合意を提案し承認されるというプロセスであったが、新国家への移行過程期では、当初、政府と議会が協議しつつ進めるという形態がとられた。しかし、議会と大統領の対立が発生することで、連邦中央と連邦構成主体（チェチェンなど）の交渉においては、ロシア政府が議会と丁寧な事前協議をせずに進めるものへと変化していった。

3) 本格的交渉の展開

92年夏、ロシアによる経済制裁を受けて、ロシアとの関係を見直す必要性に迫られたチェチェン議会多数派は、親ドゥダーエフ的なヤンダルビエフから交渉の主導権を奪い、交渉を加速させようとした。まず、チェチェン議会では、ロシアとの合意内容について素案をまとめる作業に取り組み、9月にそれを公表した（*Ичкерия*, 28 сентября, 1992 г.）。そして同11月にガイダール・ロシア首相を代表とするロシア交渉団とマモダエフ第一副首相を代表とするチェチェン交渉団が会談するに至った。

ここでは、まずチェチェン軍とロシア部隊の分離体制や協力に関する協定に合意した。しかし、この合意をめぐり、承認者であるドゥダーエフと交渉者であるマモダエフが早くも対立したとされる（Музаев 1999）。ロシアとの交渉の加速を狙うマモダエフは、同12月にモスクワで再びガイダール首相と会談を行った（*Коммерсантъ*, 19 декабря 1992 г.; Payin and Popov 1996, p.20）。翌93年1月にもチェチェン議会はアフマドフ（Х. Ахмадов）最高会議議長，メジドフ（Б. Межидов）最高会議第一副議長，ソスランベコフ（Ю. Сосланбеков）外交問題委員長，ユスポフ（Ш. Юсупов）在モスクワ・チェチェン代表などを中心とする代表団で，シャフライ（С. Шахрай）副首相，アブドゥラティポフ（Р. Абдулатипов）民族院議長，シュイコフ（С. Шуйкох）民族問題担当副首相によって構成されるロシア代表団との交渉を行った。ついに両者は、権限区分条約²²⁾の草案を結ぶための議定書に合意したとされる（*Коммерсантъ*, 15 января 1993 г.; Музаев 1999, С.31; 塩川 2007, p.215）。

この際に、ロシア代表団はドゥダーエフとも会談を行ったようである。コメルサント紙（*Коммерсантъ*, 15 января 1993 г.）によれば、アフマドフ議長は権限区分条約について翌2月初めには署名・批准の準備ができるという楽観的な見通しを語っていた。だがドゥダーエフ大統領は、この合意内容を不服とし、認めなかった。それでも交渉は続き、翌3月にも、いずれも反ドゥダーエフ勢力であるマモダエフ、ソスランベコフ、スレイメノフ（初代民族保安隊司令官）とロシア議会代表との間で話し合いが行われた（Payin and Popov 1996, p.21）。しかし、ドゥダーエフ大統領はこれを認めることはせず、以後、ロシアとチェチェンの交渉も行われなくなった。

それ以降（93年夏以降）の政治展開は、チェチェン内部ではドゥダーエフと反ドゥダーエフ派が激しい権力闘争を展開し、大統領は議会の解散と大統領直轄統治の導入、議会側は大統領令の無効とマモダエフの首相任命を行うなどし、二重権力状態が生じた。以後、ロシアは反ドゥダーエフ派に対する軍事的支援を強め、1994年12月に反ドゥダーエフ派との共同軍事作戦を実行した後、チェチェンに本格的に軍事介入を行うこととなる。

4) 本稿のモデルに当てはめた説明

以上のように説明してきたチェチェンとロシアの交渉について本稿のモデルを当てはめて、以下で説明を行う。

レベル1・2の交渉を冒頭に示した展開型ゲームに当てはめたものが、図7と8である。交渉プロセスを見ると、チェチェンとロシアの間では即座に権限区分について議論するのではなく、軍や部隊の分離に関する合意のようにイシューを限定して、先に議論し、合意できたものもあった。しかし、これは個別具体的な権限を新たに付与するというよりも、實際上、駐留していたソ連軍（ロシア軍）がソ連解体に伴い撤退する必要性に迫られ、チェチェンの治安機構もドゥダーエフ政権が押さえていた中で既成事実（ロシアとチェチェンの軍や部隊の分離）を承認するという性質のものであった。このため、レベル1ではロシアとチェチェンが、レベル2では議会と大統領が合意に反対する理由はなかった。

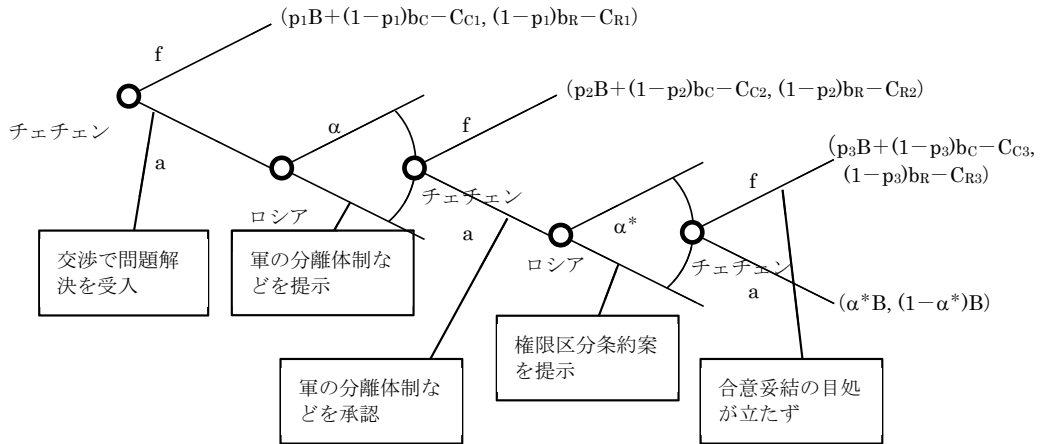


図7 チェチェンとロシアの展開型ゲーム

出典：筆者作成

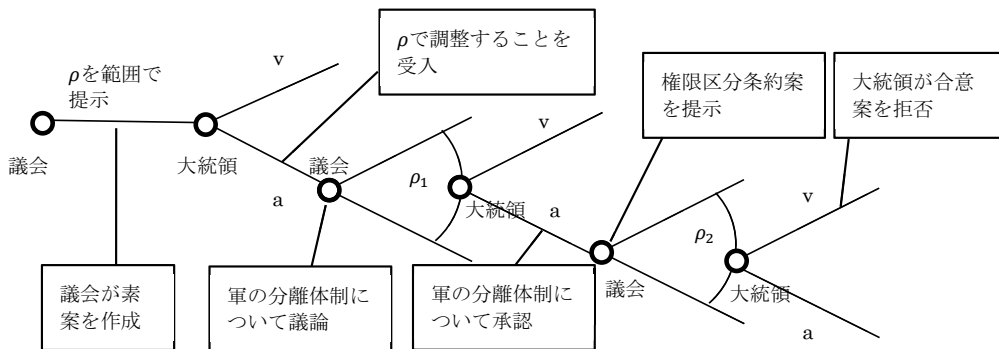


図8 チェチェン内部における国内ゲーム

出典：筆者作成

その後、実際に両者の権限をいかに区分するのかという問題を調整し始めると、レベル2では、 ρ の範囲について交渉者である議会と承認者である大統領の評価関数が大きく異なっていたため、調整は困難を極めた。議会は、レベル1における連邦との交渉を加速させ、権限区分条約の案についてロシア側と会談を重ねることで α の範囲を接近させようと試みたが、他方で、レベル2においては大統領と評価関数を一致させる作業に十分に取り組むことはできなかった。議会は、レベル2における合意可能性を棚上げしたまま、レベル1における合意調整を優先した側面があるため、大統領は強く反発した。

レベル2における評価関数の不一致は、大統領（承認者）は交渉を先延ばししてもレベル1における利権配分を最大化することに評価の重きをおいていたのに対し、議会側（交渉者）は合意の妥結は早ければ早いほどいい（逆に言えば合意妥結が遅くなればなるほど利得は小さくなり得るので、要求する利権配分は多少少なくても良い）と評価しており、結果として ρ の範囲の重なりが非常にわずかになってしまったことに起因している。しかも両者の相違は、交

渉の破綻を契機として本格的且つ暴力を用いた権力闘争へと発展していった。

チェチェンの事例は、レベル2において交渉者と承認者が対立しており、 ρ の範囲について評価関数が接近していない状況下では、単に合意が妥結に至らないだけではなく、中央政府の戦争戦略への誘引を強める可能性を示唆している。レベル2のゲームにおいて承認者と交渉者が一枚岩的でなく権力闘争を展開していると、レベル1の交渉が妥結しても、それが成立しないことを意味する。このような状況下では、レベル1における戦争のコスト（交渉破綻のコスト）を高めることはできず、しかも分離主義地域が内紛を抱えているため、 p 値も増加する。それにもかかわらず、分離主義地域の交渉者が合意を求め、中央政府にも一定の妥協を求めた際に、中央政府は「分離主義地域が合意をきちんと履行するのだろうか」と分離主義地域（交渉者）に対する強い不信感に悩まされることとなる。これはコミットメント問題を回避できていないことを示している²³⁾。

IV タタールスタンの事例

1) 背景説明

沿ヴォルガ地域の中央部に位置するタタールstanは、約360万人の人口を擁し、その48.5%がタタール人、43.3%がロシア人で構成されるロシアの自治共和国²⁴⁾であった。ペレストロイカの過程で、チェチェンが共産主義指導部から民族主義者が政権を奪取したのに対し、タタールstanでは、チェチェンと同様にナショナリズムの高揚や民族主義運動の展開は見られたが、それを巧みに体制に取り入れたシャイミーエフ第一書記が体制移行後も大統領に選ばれるなど、政権に連続性があった²⁵⁾。

しかし、そのことはロシア連邦残留を自動的に意味しなかった。例えば、1990年8月にタタールstanは主権国家宣言を出していたため、ロシアの新連邦条約締結を拒否していた。同条約の締結を拒否したのは、タタールstanとチェチェンが唯一例外であった。タタールstanは、ロシアと合意を結ぶ場合、連邦中央と地方の間の合意ではなく、主権国家間の同権的な合意だと主張しており、それが叶わなければロシア連邦残留は困難だという姿勢を見せた。従って、ペレストロイカ期に体制移行・国家の再構築に取り組むロシアにとってタタールstanの分離主義的傾向は決して看過できるものではなかった。

2) 交渉までの経緯と交渉アクター

91年5月のタタールstanが新連邦条約への署名を拒否する姿勢が明らかになると、ロシア政府は、タタールstanとは既存の連邦構成主体とは別個に対話に入る必要性を確認した。これを受けて、6月には早くもシャイミーエフ大統領とエリツィン大統領の直接対話が実現した。両者は、本格的交渉のために公式代表団を形成し、今後の交渉の方針を確認する作業へと移った。しかし、モスクワでソ連共産党保守派による8月クーデタが発生すると両者の交渉は一時的にストップした。

その後、10月にはリハチョーフ（В. Лихачев）・タタールstan副大統領とブルブリス

(Г. Бурбулис)・ロシア連邦国務長官の間で会談が持たれ、11月には政府間作業間グループが設置された。12月には早くもガイダール・ロシア首相とサビエロフ (М. Сабиров)・タタールスタン首相の間で経済協定の仮調印に至った。この合意は、予め法的地位に関する問題(主権国家問題)を棚上げしていたが、土地や天然資源に関する共和国及び連邦の所有権、そして共同管轄事項をそれぞれ認める内容であり、双方に利点があった。この経済合意の調印(92年1月)後、両者は権限区分に関する本格的交渉に挑むこととなる。

本格的交渉を前にして、タタールスタン内部で大きな問題になったのは、主権国家としての地位にどれほど拘り、それをロシアに強く求めるのかという点であった。ペレストロイカ期からタタールスタン内の政治勢力の大きな潮流としては、2つの方向性があった(小杉1997-1998; Музаев 1999; 塩川2007)。一つは、「タタール民族主義」勢力であり、彼らは主にタタール民族の利益拡大(タタール語の国家語化、タタール文化やイスラームの復興など)を求めた。もう一つは、「タタールスタン共和国主義」と形容できる勢力あり、彼らはタタール民族の利益に限定せず、共和国全体の利権拡大を求めた。

前者については穏健民族主義勢力が議会内にもいたが、急進的民族主義勢力は議会外野党として政権に圧力を行使する集団であった。対して、後者は、タタールスタンの政権を担っており、議会においても多数派を占めていた。だが、政権側も体制移行期・権力移行期において政権の安定性と権力の維持のために、大衆や急進民族勢力に一定の配慮を行う必要性に迫られていた。急進民族勢力は、タタール民族の利益拡大のためには、ロシアから独立することも排除しない姿勢を持っていたので、政権もロシアに妥協的な政治姿勢を見せることには大きなリスクがあった。

タタールスタンの事例において交渉は、チェチェンとは逆に政府を中心として行われ、承認は議会に委ねられた。交渉では、リハチョーフ副大統領、サビエロフ首相が主導し、重要な場面でシャイミーエフ大統領が出てくるという対応であった。他方で、承認主体たる議会も交渉に一定の関与をしていた。例えば権限区分条約交渉再開の端緒を開いた93年5月のエリツィン宛の書簡は、シャイミーエフ大統領とムハメートシン (Ф. Мухаметшин) 最高会議議長の連名であり、その後の会談にも同議長は出席した(小杉 2011, pp.12-13)。

なお、チェチェンとタタールスタンはほぼ同時期に交渉を展開したが、本格的交渉の開始は、タタールスタンが92年3月と92年9月のチェチェンよりもやや先行していた。このことは、チェチェンでは実現しなかった両大統領の会談を実現させる一要になったと思われる。タタールスタンとの交渉も基本的にはロシアでは政府が主導するものだったが、後述するように重要な局面でエリツィンとシャイミーエフ会談も行われた。

ロシアでは92年夏以降、最高会議と大統領の権力闘争が激化しており、エリツィンは、全般的傾向として93年10月のホワイトハウス襲撃事件まで、チェチェンやタタールスタン側と直接会談に乗り出す余裕がなかった。それでも、タタールスタンの事例においては交渉のスタートが早かったため、ロシアにおける権力闘争の激化前(92年3月)に両首脳の電話会談を実現させることに成功し、それを基盤として、92年12月にロシア議会と大統領の対立が一時的に調停され小休止に至った際にも両首脳会談を実現させることに成功した。

3) 本格的交渉の展開

91年1月に経済合意の仮調印に至っていたタタールスタンであるが、ロシアとの本格交渉に臨む前(2月)にタタールstanは主権国家的地位に関する住民投票を実施し、61%が賛成(37%が反対)、主権宣言に引き続き、共和国の主権国家性を内外にアピールした。本格的交渉を前にして一方的に行われた住民投票は、ロシア側に警戒感を呼び起こしたが、住民投票は、ロシアとの合意を締結するというタタールスタン側の政治的意思を垣間見させる問いを設定していた。つまり、住民投票は、ロシア等との関係性を締結する際の法的地位を問うものであったからである²⁶⁾。

従って、ロシア側は反発しつつも、エリツィンがシャイミーエフとの電話会談に応じ、4月には包括的な暫定協定の締結へと事態は流れた。ここでロシアは、領土的一体性の担保を確認し、タタールスタン側は独自且つ特別な関係性をロシアと結ぶことを確認した。しかし、ロシア側が国内で合意内容について確認するということで、交渉はストップした。そして3ヶ月後の7月には、ロシア側で合意を検討していた議会側からヤーロフ最高会議副議長がリハチョーフ・タタールスタン副大統領と会談し、続いて両国の大統領が交渉を担保する大統領令を下すことで再び動き出した。このようにして92年8月頃には合意案が検討されるようになった²⁷⁾。

しかし、順調に進んでいた交渉は、92年11月にタタールスタン側が新憲法を制定し、その中でロシアとの合意も経ずに自らを主権国家であり、国際法の主体であると定めたことにロシア側が反発することで小休止した。だが、93年1月にエリツィンとシャイミーエフのトップ会談が実現することで再び動き出した。サビーロフ・タタールスタン首相がガイダール首相と会談し、条約案についての本格的な議論が開始された。しかし、92年夏から続いていたロシアにおける議会と大統領の対立激化を主因として交渉は再び停滞する。

93年5月に交渉が再開されると、分野別に様々な議論がなされ、合意形成が図られていった。5月には高等教育、原油や石化関連産業、輸送や環境保護に関する合意に、6月には所有権や防衛、関税に関する合意に至った。この時点で課題とされていた12分野のうち、半数以上の合意が締結に至ったとされる。これらの合意が全て終わった後に、それらを取りまとめる権限区分条約の合意を締結することが両者の課題であった。

しかし、再びロシアにおける議会と大統領の権力闘争で交渉はストップする。最終的に93年12月にエリツィン大統領が議会を暴力によって解散させることで権力闘争が終結した後、即ち94年1月に条約交渉は再開する。そして翌2月には最終的な条約に合意した。92年1月の経済協定調印後に始まったタタールスタンとロシアの交渉は、丸2年間をかけて紆余曲折をしながら合意に至った²⁸⁾。

4) 本稿のモデルに当てはめた説明

以上のように説明してきたタタールスタンとロシアの交渉について本稿のモデルを当てはめて、以下で説明を行う。

レベル1及び2の交渉を冒頭に示した展開型ゲームに当てはめたものが、図9と10である。交渉プロセスを見ると、タタールスタンとロシアは本格的交渉前に経済協定に合意しているな

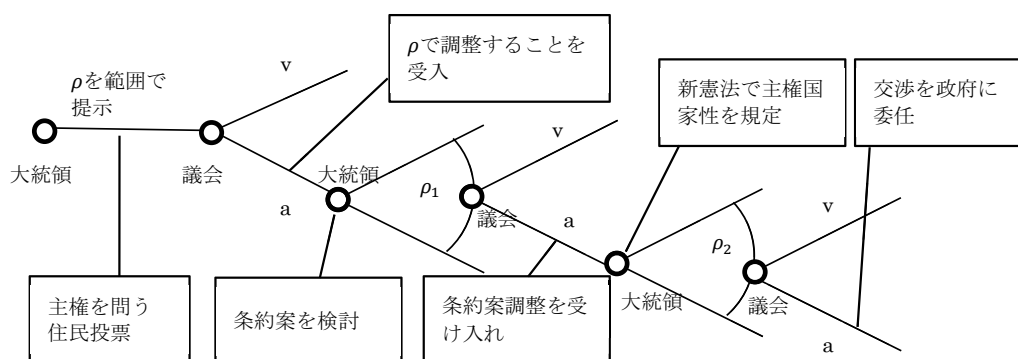


図10 タタールスタン内部における国内ゲーム

出典：筆者作成

た点、またロシアにおいても94年1月に開会した新生議会でシャフライ民族問題相が条約報告を行い、代議員が質問を行うだけであったという点から観察できる。小杉(2011, p.27)は、以上のことから条約交渉が立法機関抜きで行われたと述べているが、これはまさに ρ の調整問題が顕在化しなかったことを示している。

ただ、タタールスタンでは交渉者と承認者が一枚岩的で、承認者は交渉を委任していたのに対し、ロシアにおいては交渉者と承認者は激しく対立し、交渉者が承認者を政治的に排除し無効化しようとしていたという違いがある。後者では、そもそも承認者を無視し、 ρ の範囲について国内的に調整することを放棄していたが、これは既に多くの研究者が指摘しているように大統領と議会の対立が大統領による地方への「アメ」（自らの味方につけようと地方の要求を飲むという政策）に転化していったことと関係している。地方を味方にしたエリツィンは、信任投票によって議会に対する自らの正統性を担保することができ、議会を暴力的に排除することに成功した。結果として、エリツィンが主導した新議会では、大統領と議会の評価関数は一致していたので、地方に保証した約束をエリツィンは承認させることができた²⁹⁾。

おわりに

民族紛争についてフィアロンは、本来、中央政府（多数派）が分離主義地域（少数派）に対して、後者に配慮した利権配分を行うと保証することができれば、紛争回避は可能であるにもかかわらず、それを保証することができないこと（コミットメント問題）によって紛争が生じていると主張した。しかし、フィアロンのモデルは、現に民族紛争の発生を回避した事例について十分な説明をできなかった。そして、この課題に取り組んだ修正フィアロン・モデルは、国際社会の関与がコミットメント問題の回避には必要だと主張した。

だが、国際社会の関与がないものの、民族問題が武力対立に至らなかった事例に対して修正フィアロン・モデルも十分な説明をすることができていなかった。そのような中で本稿は、「外部主体の関与のない事例において、なぜある事例では紛争の回避に成功し、ある事例では

失敗しているのかを明らかにすること」を課題とした。本稿は、ロシアとタタールスタンの交渉について2レベル・ゲームを用いたカプランの研究を参考にし、「集団内部のゲーム（レベル2）がいかに中央政府と分離主義地域のゲーム（レベル1）に影響を与えるのか」を提示する理論的モデルの構築に取り組んだ。

この際、レベル2の交渉者と承認者がレベル1において中央政府から提示された利権配分案 α について国内における様々な争点などを鑑み、 ρ の範囲で調整すると考えた。この時、 ρ の範囲に対する交渉者と承認者の評価関数の面積の重なり合いが大きな場合、両者の信頼度は高く、一枚岩的に行動することが可能になり、このことがレベル1における合意の実現可能性を担保するという仮説を立てた。逆に、評価関数の重なり合いが小さな場合、両者は相互不信に陥り対立する。そして、このような状況がレベル1の相手側プレイヤーに疑心暗鬼を生み出し、コミットメント問題を回避することができなくなるという仮説も立てた。本稿では、レベル2の評価関数の一致度を4類型に分け、完全不一致<部分一致<大部分一致<完全一致の順にレベル1のコミットメント問題を回避できると考えた。

この際、本稿では仮説を支える四つの仮定を立てた。第一に、プレイヤーは、交渉におけるイシュー（レベル1における α やレベル2における ρ ）を具体的な数値ではなく範囲として議論していること。第二に、 p 値（ C が戦争で勝利する確率）は、上限値があり、フィアロンらが想定するように自動的に増える訳ではないこと。第三に、 p 値は、レベル2の評価関数の一致度によって増減すること、即ちレベル2で内紛を抱えているほど p 値は増加すること。第四に、交渉の継続性と戦争のコストは連関しており、交渉が継続しているほど戦争のコストは大きくなること、である。

以上の仮説を検証するために本稿では、紛争が発生した事例としてチェチェンを、紛争回避に成功した事例としてタタールスタンを取り上げ、両者のレベル1及び2の交渉過程を取り上げ、本稿のモデルの有用性を検証した。結果として、チェチェンの事例では、本稿が冒頭に提示した類型では評価関数の一致度の低いモデルであり、レベル2における内紛がレベル1の合意履行を困難にさせ、ロシア側にチェチェン側に対する不信感を生んだ側面があることを明らかにした。本稿が仮定したように、ロシアは内紛を抱えるチェチェンでは簡単に独立政権を排除できるだろうと p 値を高く評価し、軍事介入を決断した。

タタールスタンの事例では、交渉者と承認者の評価関数の一致度が高いモデルであった。それでも政権は議会にも議席を占める民族主義者や議会外の急進民族主義者の動向に配慮し、慎重に交渉を進めた。特に主権国家に関する住民投票や新憲法制定には、このような配慮が見られる。以上のような取り組みを通して政権が民族主義者をハンドリングすることに成功すると、政府は国内における団結の梃子に（即ち合意履行能力をロシアに示しつつ）、ロシアとの細部の交渉を進めた。交渉の継続は、議会と権力闘争を展開するロシア政府にとってタタールスタンとの衝突を回避することが利益の最大化に繋がると理解させた（交渉継続による戦争コストの拡大）。結果として、タタールスタンの事例では、交渉者と承認者の評価関数は大部分一致していたモデルと評価できるだろう。

以上のようにチェチェンとタタールスタン双方の事例の帰結は、本稿が冒頭に提示した仮説

を実証する結果となった。

本稿は、これまで先行研究が十分に明らかにできていなかった中央政府と分離主義地域間に生じるコミットメント問題生成のメカニズムについて図式的に示すことに成功した。フィアロンは、コミットメント問題を指摘する際にレベル1のみに着目し、アクターを一枚岩的に理解していたが、実はアクターが一枚岩であると逆にコミットメント問題は生じないという事実を本稿は明らかにした。国際関係論者がモデルや理論で用いる一枚岩的なアクターという想定は、しばしば地域研究者などから批判の対象となってきたが、本稿はこれを克服するモデルを提示することで、より包括的な説明を試みた。

他方で、本稿にはいくつかの課題が残されている。第一に、本稿で提示したモデルはチェェンとタートルスタンという事例では十分に説明できたが、今後、さらに多くの事例においてモデルの有用性を検証する必要があるだろう。本稿のモデルでは、レベル2の動向を比較的丁寧に理解する必要性もあるため、地域研究者の協力も仰ぎつつ、モデルの発展を目指すことも求められる。

第二に、冒頭に提示した評価関数の一致度（4つの類型）と合意成立の関係性は、3つの類型が本稿の想定通りの結果であったが、逸脱事例も観察された。即ち、本稿のモデルでは、評価関数の面積の重なり合いが大きいほどプレイヤーが一枚岩になるため、レベル1における合意成立の可能性が高まるとしたが、レベル2において全く評価関数が重なっていなかったロシアのケースでもレベル1における合意は妥結した。ロシアの事例は制度移行期という特殊なケースではあるが、レベル2における ρ の範囲（ α のみが争点ではなく、むしろ大統領と議会の権力の優位性が重要な争点）をめぐる対立をレベル1における α をめぐる交渉と結びつけることによって前者における利得の拡大を目指したためであった。

以上と関連し、第三に、本稿では、それぞれの集団内部における評価関数の一致を問題視していたが、これでは十分に説明できないクロスセクショナルな分析も必要だろう。例えば、レベル1において交渉をするプレイヤーがレベル2において抱えている対立を考慮した形で導き出した特定の政策に対する評価関数と、同様の方法で導き出した相手側プレイヤーの評価関数の一致度を測るといったモデルを考案し、そこでの一致度が高ければ、国内で対立していても合意形成が可能となるかどうかを検証することも今後の課題である。

[付記]

本稿は、平成27年度東海大学総合研究機構「研究スタートアップ支援」による研究成果の一部である（富樫）。

注

- 1) m が敗北した際に M が得る利得 + (M が勝利する可能性) M が勝利の際に得る利得 - M が被るコストを示している。
- 2) 石黒 (2010) では、コミットメント問題を回避するための一つの方法として少数派による多数派 (の提案) への拒否権を認めること、すなわち民主化が重要だと指摘している。
- 3) 後述するように多数派 (M) と少数派 (m) をめぐるゲームは、中央政府 (C) と分離主義的な

地方 (R) と言い換えられて考察されることも多いので、両者は質的に同じ問題である。他方で、独立国同士の交渉と、分離主義地域をめぐるゲームは、いくら分離主義地域が擬似的な国家として評価できるとしても質的にはやや異なる問題である。カプランの研究では、これらが並列して論じられているという特徴もあるが、この差異についてカプランは意識的に論じてはいない。なお、本稿ではカプランの研究に言及する際にタタールスタンの事例のみを扱うことを改めて断っておく。

- 4) カプランは、あくまでも事例を通して得られた知見を共有しているだけで、これを一般化する作業にまでは踏み込めていない。
- 5) 内戦や民族紛争への国際介入について 2 レベル・ゲームを用いる研究はあるが、民族紛争そのものを 2 レベル・ゲームで分析するものは極めて少ない。前者については、石黒 (2007, 2010) を参照されたい。
- 6) 「未承認国家」問題については、富樫 (2015, pp.80-94)、廣瀬 (2014) などを参照のこと。なお旧ユーゴや旧ソ連などを社会主義多民族連邦国家においては自治共和国や自治州など民族自治単位が担保されたことにより、連邦解体以前から、その自治領域内の擬似的な国家機構においてそれぞれの民族集団が政治運営をする機会を得ていた。ソ連解体後に独立を宣言する際にも、このような政治資源が活用されたことは度々指摘されている。
- 7) なお、パトナムは合意を批准する国内プロセスは、公式なもの而非公式なものがあるとする。前者は、議会における承認などの制度化されたものであるが、後者は利益団体や省庁間で調整された結果、合意に対する反対がなくなるというものが考えられるので、仮に分離主義地域内部において合意形成の制度化が十分になされていなくても後者を何らかの形で測定することができれば、2 レベル・ゲームを適用することはできる。
- 8) また、このようにして形容される民族紛争という武力対立についても意味内容が統一されておらず、用語自体に問題があるという指摘も少なくない (Brubaker and Laitin 1998)。
- 9) 既存の研究 (石田 2002, 石黒 2010) は、少数派の多数派に対する不信や恐怖をやや過剰に重視しがちだと思われる。少数派が分離主義的要求を出すのは、これまで保証されていた権利が保証されないかもしれないという不信や恐怖だけではなく、これまで以上に権利を認められて当然だという要求もあり得る。また逆に多数派が少数派に不信や恐怖を抱く場合も往々にしてある。
- 10) なお、ここで示している a は、図 1 から 4 で示してきた a という「合意」を意味する戦略とは何ら関係がなく範囲を示したものである。
- 11) また 2 回目の手番における p 値の上昇もさほど大きくならないと想定している。なぜならば、戦争に備えるのは C だけではなく、R も同様だからである。
- 12) また各アクターが「これほど妥協してきたのに交渉が妥結しなかった」と不満を抱き、より好戦的になる恐れがある。これは戦争の規模やコストを増加させる。
- 13) このため、ロシア研究の文脈においてもチェチェンとタタールスタンの比較は、これまで精力的に行われてきた。本稿では、2 レベル・ゲームを用いた理論モデルによって両事例の帰結を分けた要因の説明を試みるが、両事例の個別具体的な相違点や比較研究によって得られた知見に関しては、以下の文献を参照されたい。Derluigan (1999), Evangelista (2003), Mikhailov (2005), 塩川 (2007)。
- 14) なお旧ソ連地域の民族対立をゲーム理論で分析しようと試みたものとしてハーレの研究 (Hale 2008) がある。同研究は、主にレベル 1 に着目して中央・地方関係を考察している。
- 15) カーンは、チェンストア・パラドックスを用いてチェチェンとロシアの交渉を分析しているが、ロシアにはチェチェン以外に潜在的な独立地域が 10 あるという彼の理解は正しいとはいえない。確かに 90 年代初期にロシアの自治地域が主権宣言を出すケースは多く見られたが、独立宣言を出した地域はチェチェンを例外とし、殆どなかった。また主権宣言を出した地域もチェチェン紛争が発生する前に新連邦憲法や連邦条約に合意していた (塩川 2007)。従って、これらの地域が改

めて独立宣言を出すという状況は極めて想定し難かった。

- 16) なお、1992年までチェチェンは、同胞民族のイングーシ人と共にチェチェン・イングーシ自治共和国を形成していた。ソ連体制下では、連邦構成共和国は憲法上、連邦からの離脱権が認められていた（実際には行使できないような統治体制が敷かれていた）のに対し、自治共和国には、そもそも離脱権が認められていなかった。
- 17) ペレストロイカから1990年代におけるチェチェンの政治展開については、邦語でも研究（塩川 2007；野田 2008；富樫 2015）があり、欧米露の既存研究も紹介されているので、参照されたい。
- 18) この交渉過程については現状においても十分な研究成果はなく、詳細な事実関係については説明されていない点もあるが、以下の文献を参照されたい。Дудаев (1993), Magnusson (1998), Музаев (1999), Payin and Popov (1996), 塩川 (2007), 富樫 (2015)。
- 19) 当時のチェチェンでは、ドゥダーエフ大統領が首相を兼務したため、マモダエフ第一副首相は政府内における序列では大統領に次ぐ地位にあった。
- 20) チェチェン共和国憲法第62条2項3項（Конституция Чеченской Республики, Раздел 3, Статья 62, 2. 3）。
- 21) なお、連邦中央と連邦構成主体間の合意をロシア連邦法体系の内部で認めるべきか、それともいわば国際合意のような形で認めるのかという点について論争になり得るものであった。
- 22) 本来、チェチェンとロシアの合意を権限区分条約という名称で捉えてもいいのか、連邦中央と地方の合意という色彩の強い権限区分条約ではなく、むしろチェチェン側が主権国家として特別な地位でロシアとの間で合意締結を目指そうとしたのではないかという批判があり得る。本稿では、そのような側面も確認した上で、あくまでも両者の法的地位や関係性は保留しつつも、便宜的にロシアとチェチェンの間での権限を峻別する合意という意味で権限区分条約という名称を用いている。
- 23) レベル2においてドゥダーエフが議会主導の交渉に反発したのは、彼の妥協を拒否する姿勢、マモダエフへの不信任（Hughes 2007, p.74）、あるいは彼が強く求めていたエリツィンとのトップ会談にロシア側が応じなかったこと（Ибрагимов 2006, С.375; Гакаев и Ибрагимов 2008, С.750-751）などが指摘されている。従って、ドゥダーエフも中央政府がそもそも自らを交渉主体として認めないようなロシアが約束する合意など信じることはできないというコミットメント問題に直面していた。
- 24) ソ連時代は、タタール自治共和国という名称であった。
- 25) タタールスタンにおけるペレストロイカ期における政治展開と民族主義運動については、Музаев (1999), 小杉 (1999, 2000), 塩川 (2007) を参照されたい。
- 26) 住民投票の質問は「タタールstanは、平等の諸条約を基礎にロシア連邦やその他の共和国との関係性を樹立する主権国家、国際法の主体であるということに同意しますか？」（«Согласны ли Вы, что Республика Татарстан — суверенное государство, субъект международного права, строящее свои отношения с Российской Федерацией и другими республиками, государствами на основе равноправных договоров?»）という質問であった。
- 27) 同時期、チェチェンの議会側も同意案をロシアに提示しており、チェチェンの新聞ではタタールスタンとチェチェンの合意案それぞれが掲載されていた。
- 28) 合意形成過程における条約案の細部、各案の比較検討については、小杉 (2012) で詳細な検討が行われているので参照されたい。
- 29) ただ、このような議会との対立の際に地方からの支持を獲得したことが、憲法で大統領が強い権限を持ちながらも、実際には、大統領が強い権限を行使できないという90年代の政治構造（集権的な憲法と遠心的・分権的権限区分条約の並立）を作り出した（溝口 2016）。権限区分条約そのものの分析については、中馬 (2009) が参考になる。

参考文献

日本語文献

- 石黒馨 (2004) 「国内紛争と国際介入」『社会科学研究』第55巻, 5・6号, pp.21-51.
- (2007) 『入門・国際政治経済の分析』勁草書房.
- (2010) 『インセンティブな国際政治学』日本評論社.
- (2013) 「FTA/EPA 交渉と国内改革の 2 レベル・ゲーム」『国際紛争と協調のゲーム』有斐閣.
- (2015) 「官邸主導の TPP 交渉と政治経済改革」『国際政治』第 181 号, pp.31-44.
- 石田淳 (2002) 「国内紛争への国際介入」『国際危機学』世界思想社.
- 河村弘祐 (2004) 「国内紛争と国際関与」『社会科学研究』第55巻, 5・6号, pp.207-237.
- 小杉末吉 (1997-1998) 「タタルスタン共和国国家主権宣言について(1)~(3)」『比較法雑誌』第 31 巻第 2 号, pp.86-114, 第 32 巻第 1 号, pp.1-19, 同 2 号, pp.1-34.
- (1999) 「ソ連邦レフェレンダムとタタルスタン」『比較法雑誌』第 33 巻第 1 号, pp.1-29.
- (2000) 「1991 年クーデタとタタルスタン共和国」『法學新報』第107巻第 5・6号, pp.77-113.
- (2010-2012) 「1994 年ロシア連邦・タタルスタン共和国権限区分条約(1)~(3)」『法學新報』第117巻第 3・4号, pp.1-86, 同 5・6号, pp.1-44, 同 9・10号, pp.33-102.
- 塩川伸明 (2007) 『ロシアの連邦制と民族問題』岩波書店.
- 中馬瑞貴 (2009) 「ロシアの中央・地方関係をめぐる政治過程」『スラヴ研究』第 56 号, pp.91-125.
- 富樫耕介 (2015) 『チェチェン 平和定着の挫折と紛争再発の複合的メカニズム』明石書店.
- 野田岳人 (2008) 「チェチェン革命とドゥダーエフ体制」『群馬大学留学生センター論集』第 7 号, pp.61-86.
- 廣瀬陽子 (2014) 『未承認国家と覇権なき世界』NHK 出版.
- 松原望・飯田敬輔 (2012) 『国際政治の数理・計量分析入門』東京大学出版会.
- 溝口修平 (2016) 『ロシア連邦憲法体制の成立』北海道大学出版会.

英語文献

- Brubaker, Rogers and David Laitin (1998) "Ethnic and Nationalist Violence," *Annual Review of Sociology*, 24, pp.423-452.
- Evangelista, Matthew (2003) *The Chechen Wars*, Washington D.C. Brookings Institution Press.
- Derluguian, Georgi (1999) "Ethnofederalism and Ethnonationalism in the Separatist Politics of Chechnya and Tatarstan," *International Journal of Public Administration*, 22:11&12, pp.1387-1428.
- Fearon, James (1995) "Rationalist Explanations for War," *International Organization*, 49:3, pp. 379-414.
- (1998) "Commitment Problems and the Spread of Ethnic Conflict" *International Spread of Ethnic Conflict*, Princeton, Princeton University.
- Hale, Henry (2008) *The Foundations of Ethnic Politics: Separatism of States and Nations in Eurasia and the World*, New York, Cambridge University Press.
- Hughes, James (2007) *Chechnya: from Nationalism to Jihad*, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, pp.75-76.
- Kaplan, Cynthia (1998) "Ethnicity and Sovereignty: insights from Russian negotiation with Estonia and Tatarstan" *International Spread of Ethnic Conflict*, Princeton, Princeton University.
- Kern, Lucian (1998) "A Game-theoretic model of the war in Chechnya" *Game Theory, Experience, Rationality*, Kluwer Academic Publishers.
- Magnusson, Marta-Lisa (1998) "The Negotiation Process between Russia and Chechnia Strategies, Achievements and Future Problems," *Contrasts and Solutions in the Caucasus*, Aarhus, Aarhus University Press.

- Mikhailov, Valentin (2005) "Chechnya and Tatarstan" *Chechnya*, London, Anthem Press.
- Payin, Emil and Popov Arkady (1996) "Chechnya," *U.S. and Russian Policymaking with respect to the use of force*, Santa Monica, RAND Center for Russian and Eurasian Studies.
- Putnam, Robert (1988) "Diplomacy and domestic policy" *International Organization*, 42:3 pp.427-460.

露語文献

- Гакаев, Ж. Ж. Муса Ибрагимов(2008)§1. Чеченский кризис: Глава XI Чеченская республика на рубеже XX-XXI вв., *История Чечни*: Том 2, Книжное издательство, Грозный.
- Дудаев, Джохар(1993) *Тернистый путь к свободе: Правительственные документы чеченской республики, статьи, интервью*, Вильнюс, Издательство Вага.
- Ибрагимов, Муслиевич (2006) Об особенностях кризиса в Чеченской Республика в 1990-е году, *Чеченская Республика и Чеченцы*, Москва, Наука.
- Музаев, Тимур (1999) *Этнический сепаратизм в России*, Москва, Панорама.

露語新聞

- Ичкерия*, 28 сентября 1992 г.
- Коммерсантъ*, 19 декабря 1992 г.
- Коммерсантъ*, 15 января 1993 г.

Abstract**The Mechanism of Commitment Problems of Separatist Conflicts in Post-Cold War Era: Analysis of Negotiations between Russia Federation and Separatist Regions by using 2 Level Game Theory****Kosuke TOGASHI and Hiroaki MOHRI**

The purpose of this paper examines the mechanism and cause of Commitment Problems of separatist conflicts in post-Cold War era by 2 level game theoretical approach. Commitment Problems, which J. Fearon defined by using game theory, is that Central government cannot credibility commit to make compromise agreement with separatist region for avoiding war. However, Fearon model just only focused on level 1 games (i.e. game between central government and separatist region), thus could not define the cause of Commitment Problems.

In this paper, we have revised Fearon's theoretic game model by introducing 2 level approach. In our model, degree of solidarity of level 2' s players will determine success or failure of level 1' s negotiation. We explained the results and processes of Chechen and Tatarstan' s negotiations with central government by using this model; One case resulted in armed conflict, while in another ended in peaceful settlement.